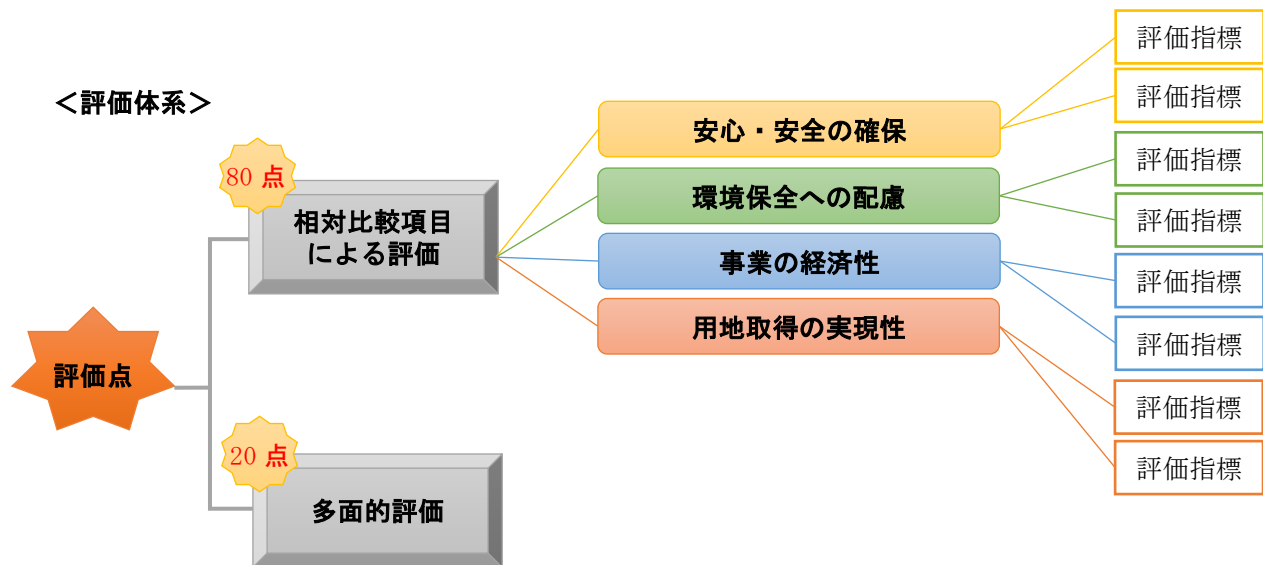


建設候補地の相対評価審査基準

各応募地は、審査点数を 100 点満点で評価することとし、「相対比較項目による評価（80 点分）」と「多面的評価（20 点分）」の合計点で行う。

相対比較項目による評価は、基本方針等を踏まえた 4 つの評価視点を軸として、1 つの評価視点あたり 5～8 個設定した評価指標ごとに評価を行い、その合計点で評価する。



※計算式による採点は、小数第 2 位を四捨五入する。

◆相対比較項目による評価（80 点分）

基本方針等を踏まえて設定した 4 つの評価視点を軸に評価項目・評価指標を設定する。

評価は 25 の評価指標（1 指標 3 点）に基づいて行う。応募地の得点は、評価指標による得点を合計して、補正係数（80 点に換算）を乗じて算出する。

評価基準は 4～5 ページに示すとおりである。

No.	評価視点	評価項目	評価指標	配点
1-1	安心・安全 の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	3 点
1-2			地質（軟弱地盤）	3 点
1-3			活断層	3 点
1-4		施設の建設及び 建替えへの制約	支障物の存在	3 点
1-5			施設配置	3 点
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	3 点
1-7		土地利用規制	河川法	3 点
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	3 点
2-1	環境保全 への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	3 点
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	3 点
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	3 点
2-4		環境関連法規制	都市計画	3 点
2-5			景観	3 点
2-6			自然環境	3 点
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	3 点
3-1	事業の 経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	3 点
3-2		用地取得	用地取得費	3 点
3-3			敷地面積	3 点
3-4		敷地造成費	敷地造成費	3 点
3-5		インフラ整備費	搬入道路、高圧受電、上水道の整備費 合計	3 点
4-1	用地取得の 実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	3 点
4-2			地域の合意状況	3 点
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	3 点
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	3 点
4-5			搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	3 点
計	4 視点	16 項目	25 指標	75 点
80 点に換算 （補正係数：80/75）				80 点

◆多面的評価（20 点分）

現地視察の結果、相対比較項目による評価では評価が難しい評価項目間の相互関係、全体的な視点での評価、相対評価審査を進める過程で新たに確認された考慮すべき事項等を踏まえて、多面的に評価する。

応募地の得点は、湖北広域行政事務センター新施設建設候補地選定委員会による協議を踏まえて、評価する。

評価視点	配点
安心・安全の確保	20 点
環境保全への配慮	
事業の経済性	
用地取得の実現性	
計	20 点

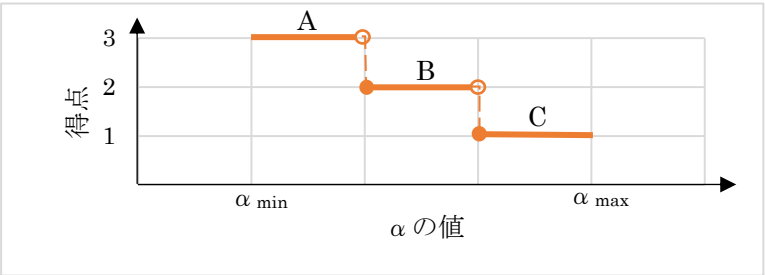
相対比較項目による評価 評価基準等一覧表

No.	評価 視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準（点数）			主な根拠資料
					A（3点）	B（2点）	C（1点）	
1-1	安心・安全の確保	地形・地質	地形（土砂災害）	砂防指定地、地すべり防止区域、山腹崩壊危険地区、土砂流出危険区域、崩壊土砂流出危険地区、土砂災害警戒区域（指定済・指定前）、土砂災害危険箇所、雪崩危険箇所に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地は該当しない。応募地の隣接地も該当しない。	応募地の一部が該当する。あるいは、応募地の隣接地が該当する。	応募地全域が該当する。	・滋賀県防災情報マップ ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-2			地質（軟弱地盤）	地盤が強固なほうを優れていると評価する。 ※PL 値（液状化指数）が低いか。	PL 値 0 以上 5 未満	PL 値 5 以上 15 未満	PL 値 15 以上	・滋賀県防災情報マップ
1-3			活断層	敷地内に活断層が存在しないほうを優れていると評価する。	応募地は活断層から 6km 以上離れている。	応募地内に活断層は位置しないが 6km 未満に存在する。	応募地内に活断層が位置する。	・大震災に学ぶ ・活断層データベース
1-4		施設の建設及び建替えへの制約	支障物の存在	施設建設の支障となる物（鉄塔、送電線等）が無い敷地を優れていると評価する。	応募地内に支障物が無い。	応募地内に支障物があるが、施設の建設や将来的な建替え等への制限が小さい。	応募地内に支障物があり、施設の建設や将来的な建替え等への制限が大きい。	・現地踏査
1-5			施設配置	建設及び建替えにおける施設配置が容易なほうを優れていると評価する。 ※施設建屋等の建設に必要な用地（90×113m、45m×60m、66m×67m、90×113m の長方形）が配置可能か。	長方形の配置が容易。	長方形の配置が条件付きで可能。	長方形の配置が困難。	・湖北広域行政事務センター施設整備に関する基本方針 ・長方形の配置図
1-6		斎場利用者への配慮	斎場までの移動時間	斎場から最も遠方にある集落までの時間が短いほうを優れていると評価する。	11 集落（菅浦、月出、杳掛、中河内、菅並、金居原、甲津原、長久寺、上丹生、梅ヶ原、磯）から応募地までの移動時間の最大値（α）を応募地の値として、採点方法①（備考 1 を参照）を用いて評価する。			・Google Map ※移動時間を検索
1-7		土地利用規制	河川法	河川区域、河川保全区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に河川保全区域が含まれる。	応募地に河川区域が含まれる。	・河川保全区域の指定 ・長浜土木事務所管内図 ・長浜土木事務所木之本支所管内図 ・現地踏査 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則
1-8			農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	応募地に農業振興地域が含まれる。	応募地に農用地区域が含まれる。	・担当部署の資料
2-1	環境保全への配慮	住宅との距離	最寄りの住宅までの距離	敷地境界から直近の住宅までの直線距離が短いほうを優れていると評価する。	直線距離が 300m より大きい	直線距離が 100m 以上 300m 以下	直線距離が 100m 未満	・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則 ・計画標準（案）
2-2		周辺諸施設との距離	最寄りの教育施設・医療福祉施設までの距離	敷地境界から直近の教育施設・医療福祉施設（幼稚園・小学校・中学校・高校・大学・養護学校・高専・専修学校、病院・診療所（入院施設を有するもの）、保育所、児童館、子育てセンター、福祉センター、図書館、高齢者養護施設、障害者支援施設）までの直線距離が短いほうを優れていると評価する。	直線距離が 300m より大きい	直線距離が 100m 以上 300m 以下	直線距離が 100m 未満	・住宅地図等 ・現地踏査 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針 ・長浜市墓地等経営の許可等に関する規則 ・計画標準（案）
2-3		周辺道路の混雑	周辺道路の混雑状況	搬入道路が接続する既存道路（対面交通が可能な 2 車線以上）が混雑していないほうを優れていると評価する。	混雑度：1.0 未満	混雑度：1.0 以上 1.25 未満	混雑度：1.25 以上	・道路交通センサス ・現地踏査、現地視察 ・搬入ルート図（案） ・道路の交通容量
2-4		環境関連法規制	都市計画	住宅系の用途地域、商業系の用途地域を避け、工業系の用途地域を優れていると評価する。	準工業地域、工業地域、工業専用地域	A 及び C 以外の地域、都市計画区域外	低層住居専用地域、中高層住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域	・彦根長浜都市計画区域 ・米原東北部都市計画区域 ・長浜市都市計画図 ・長浜市北部都市計画図
2-5			景観	琵琶湖景観形成地域、琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区、河川景観形成地区、景観形成重点区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	－	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・滋賀県景観計画 ・長浜市景観まちづくり計画

No.	評価視点	評価項目	評価指標	評価の考え方	評価基準（点数）			主な根拠資料
					A（3点）	B（2点）	C（1点）	
2-6	環境保全への配慮	環境関連法規制	自然環境	自然公園法、都市計画法、鳥獣保護法、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例、滋賀県自然環境保全条例が定める自然環境保全に関する規制区域に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない。	—	応募地の一部あるいは全域が該当する。	・自然公園法 ・都市計画法 ・都市緑地法 ・鳥獣保護法 ・ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 ・滋賀県自然環境保全条例
2-7		埋蔵文化財	発掘調査	埋蔵文化財包蔵地に該当していないほうを優れていると評価する。	応募地全域が該当しない	応募地の一部が該当する。	応募地全域が該当する。	・担当部署の資料
3-1	事業の経済性	収集運搬の距離	収集運搬効率	収集運搬効率がよいほうを優れていると評価する。	応募地の敷地境界から管内の人口重心までの直線距離（ α ）を応募地の値として、採点方法①（備考1を参照）を用いて評価する。			・国勢調査結果
3-2		用地取得	用地取得費	用地取得費が少ないほうを優れていると評価する。	路線価あるいは標準宅地価格を元に算定した用地取得概算費用（ α ）を応募地の値として、採点方法①（備考1を参照）を用いて評価する。			・平成28年度財産評価基準書路線価図 ・全国地価マップ
3-3			敷地面積	敷地面積が4.5～5.5haであるほうを優れていると評価する。	4.5ha以上 5.5ha以下	5.5haより大きく 6.5ha未満	6.5ha以上	・応募書類 ・公募要項 ・公募に関する質問（Q&A）
3-4		敷地造成費	敷地造成費	敷地造成費が少ないほうを優れていると評価する。	敷地造成費（ α ）を応募地の値として、採点方法①（備考1を参照）を用いて評価する。			・概算の敷地造成費
3-5		インフラ整備費	搬入道路、 高圧受電、 上水道の整備費合計	インフラ整備費が少ないほうを優れていると評価する。	インフラ整備費（ α ）を応募地の値として、採点方法①（備考1を参照）を用いて評価する。			・概算のインフラ整備費
4-1	用地取得の実現性	用地取得の実現性	土地所有者数	土地所有者が少ないほうを優れていると評価する。	土地所有者数（ α ）を応募地の値として、採点方法①（備考1を参照）を用いて評価する。			・応募書類
4-2			地域の合意状況	応募地の該当自治会における賛成者の割合が高いほうを優れていると評価する。	賛成者割合： 100%	賛成者割合： 75%以上 100%未満	賛成者割合： 50%を超え 75%未満	・応募書類
4-3		隣接市町との距離	隣接市町との距離	管内に隣接する近隣市町までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	6km以上	3km以上 6km未満	3km未満	・航空法 ・本事業の焼却施設の計画概要規模 ・廃棄物処理施設生活環境影響調査指針
4-4		周辺地域の状況	隣接自治会との距離	応募地の該当自治会に隣接する自治会までの直線距離が遠いほうを優れていると評価する。	敷地境界から応募地の該当自治会 ^{あざかい} の字境までの直線距離（ α ）を応募地の値として、採点方法②（備考2を参照）を用いて評価する。			・住宅地図等 ・地図でみる統計（統計GIS）
4-5			搬入道路が通過する 周辺自治会の有無	応募地の該当自治会以外の自治会を通過せずに搬入道路が整備可能なほうを優れていると評価する。 ※搬入道路が応募地の該当自治会 ^{あざかい} の字境内に収まっているか。	収まっている。	—	収まっていない。	・搬入ルート図（案） ・地図でみる統計（統計GIS）

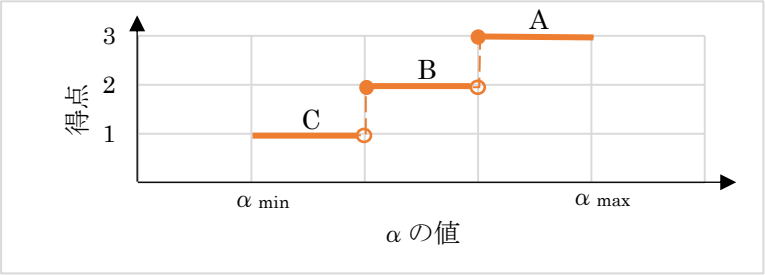
備考1) 採点方法①： α が最も小さい応募地の値（ $\alpha_{\min}$ ）と α が最も大きい応募地の値（ $\alpha_{\max}$ ）の間を3等分して、以下の通り評価する。

(No.1-6、No.3-1、No.3-2、No.3-4、No.3-5、No.4-1)



※ ●: 以上、○: 未満

2) 採点方法②： α が最も小さい応募地の値（ $\alpha_{\min}$ ）と α が最も大きい応募地の値（ $\alpha_{\max}$ ）の間を3等分して、以下の通り評価する。(No.4-4)



※ ●: 以上、○: 未満

3) 対面交通が可能な2車線以上の道路と敷地境界を結ぶ既存道路がある場合、搬入道路の整備はその既存道路の拡幅を基本とする。(No.2-3、No.3-5、No.4-5)